

助け合い・支え合いの 地域づくり (生活支援体制整備事業)

生活支援体制整備事業とは、高齢者の一人暮らしおよび夫婦のみの世帯や認知症の高齢者が増加する中、日常生活の支援が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるような地域づくりを支援する事業です。市では、民間企業、NPO・ボランティアなどと連携しながら、医療・介護のサービスの提供だけでなく、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置など、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を進めていきます。 **問長寿介護課 ☎448**

●生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とは

市民の皆さんの声を聞き、地域の人・もの・情報をつなぎ、協議体と一緒に、「できる」「やりたい」「ほしい」という“思い”を“かたち”にするサポートを行います。

市では、市全域を活動範囲とする第1層生活支援コーディネーターを八潮市社会福祉協議会に、日常生活圏域を活動範囲とする第2層生活支援コーディネーターを市内4カ所の地域包括支援センターに配置しています。

●協議体とは

協議体は、「地域にあったらいいな！」を“かたち”にするために、地域の仲間とつながり、話し合い、できることに取り組んでいく地域づくりのチームです。チームには、八潮市全域を対象とする第1

層協議体（市、第1層生活支援コーディネーター、第2層生活支援コーディネーター、八潮市社会福祉協議会、八潮市シルバー人材センター、八潮市商工会などで構成）と日常生活圏域を対象とする第2層協議体（第2層生活支援コーディネーター、地域住民などで構成）があります。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

●地域づくりチーム（第2層協議体）の紹介

地域にお住まいの高齢者の方にとってより良い地域づくりのために、地域住民の皆さんと生活支援コーディネーターが話し合い、活動しています。

地域づくりチーム	
やしおの東サポート隊(東部圏域) ～八潮の東、助け合い(サポート)を大切に～ 東部地域包括支援センターやしお苑 ☎998-8895	
にこっとよりあい会(西部圏域) ～みんなが笑顔で集まれる場所をつくっていききたい～ 西部地域包括支援センターケアセンター八潮 ☎994-5562	
困(こま)ちゃん気にかけて隊(南部圏域) ～困っている方を気にかけて～ 南部地域包括支援センター埼玉回生病院 ☎999-7717	
ほくぶ花しあい隊(北部圏域) ～「柔らかな雰囲気」と「親しみやすさ」を感じてもらえる～ 北部地域包括支援センターやしお寿苑 ☎930-5123	



令和3年度みんなで支え合う 生活支援フォーラム

コロナ禍ということもあり、気軽に人と会ってつながりをつくるのが困難な状況が続いています。今だからこそ、地域住民の一人ひとりが主役となって、誰もが「生涯にわたって住み続けたい！」と思える地域づくりをどのように進めていけるか、一緒に考えてみましょう。

☎10月6日(水) 午後1時30分～3時

場八潮メセナホール
対市内在住・在勤の方

八潮市制施行50周年記念冠事業

☎①基調講演「コロナ禍の今だからこそ 地域のみんなでつながろう！～非常事態に生きてくるいつものつながり～」講師＝堀田力さん（(公財)さわやか福祉財団会長）、②八潮市の地域づくりチームの紹介 など

定70人（申込順）

☎8月16日から10月5日までに、電話で八潮市社会福祉協議会 ☎995-3636）へ

高齢者支援ネットワーク

高齢者を取り巻く課題には、認知症、高齢者虐待など早急な対応が求められる場合が多く、これらに対応するためには、行政と地域における各団体や事業所などが連携・協力し合いながら、高齢者を支援していく体制が必要です。

このため市では、高齢者を地域で見守る体制づくりとして「高齢者支援ネットワーク」を実施しています。高齢者の方々が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるよう、高齢者支援ネットワークにご協力ください。 **問長寿介護課 ☎448**

●高齢者支援ネットワークの役割

①高齢者の見守り体制

地域を巡回している市民団体や事業所、または高齢者が立ち寄る事業所の協力をいただき、日頃の活動の中で支援を必要とする高齢者を見つけた場合に、市や地域包括支援センターへ連絡をする見守り体制（図1）です。

ネットワークへの登録を希望する事業所などは、長寿介護課へ申請してください。

登録した事業者などへステッカー（図2）を配布しますので、店頭、車、バイクなどに貼ってネットワーク活動の周知にお役立てください。

②徘徊高齢者の早期発見体制

徘徊高齢者が発生した場合に、その情報を高齢者の見守り体制に協力いただいている事業所などに提供することにより、早期発見する体制です。高齢者が自宅に戻れなくなってしまった場合に、協力事業所などへ市から発見協力を依頼します。

徘徊の心配がある高齢者の情報は、あらかじめ登録が必要です。登録を希望するご家族の方は、長寿介護課へご相談ください。

図1 見守り体制（イメージ）

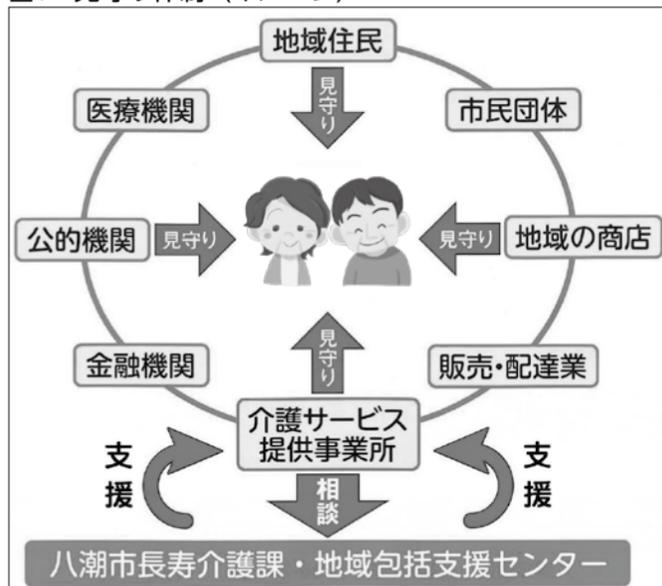


図2 ステッカー

